特定個人情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、本件業務の履行に当たり、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うことができる業務従事者を選任しなければならない。

２　前項の業務従事者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

①本件業務の履行に当たり、受注者の責任において特定個人情報の取扱いに関する基礎的な教育及び研修を受けたか、又は同等の知識を有すると認められる者であること。

②本契約において委託者が受注者に義務付ける情報の保護の遵守に関する誓約の内容を十分に理解した上で当該誓約書の提出が可能な者であること。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、本件業務の履行により知り得た委託者の情報を他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

（業務従事者への周知）

第３条　受注者は、本件業務の履行により知り得た委託者の情報を他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを業務従事者に指導しなければならず、かつ、受注者も業務従事者から当該情報の提供を求めてはならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第４条　受注者は、本件業務に係る特定個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他特定個人情報の適正な管理のため、本件業務の遂行の際に出力した特定個人情報の記載された書類（以下「書類」という。）であって使用の目的が遂げられた書類を即時に裁断しなければならない。

２　受注者は、前項の対応が困難である場合は、委託者との協議により書類の一次保管場所を定め、委託者との協議により決定した頻度で一次保管した書類の一切を裁断し、その裁断作業を行った時間、作業者を記録し、委託者に報告しなければならない。

３　受注者は、理由の如何に関わらず、委託者の許可無く書類を保管してはならない。

（収集の制限）

第５条　受注者は、本件業務の履行のために特定個人情報を収集するときは、本件業務の履行に必要であり委託者の指定した範囲内で、適法かつ委託者の指定した手段により行わなければならない。

（利用の制限）

第６条　受注者は、本件業務の履行に必要となる範囲を超えて、特定個人情報を検索、閲覧、利用、抽出、保存をしてはならない。

（調査等）

第７条　委託者は、受注者が本件業務の履行に当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、随時調査及び確認をすることができる。

（事故発生時における報告）

第８条　受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

（損害賠償）

第９条　受注者は、本件業務の履行により知り得た個人情報を漏洩したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。受注者がこの特記事項に違反したことにより委託者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（業務従事者への罰則の教示）

第１０条　受注者は、業務従事者又は業務従事者であった者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び箕面市個人情報保護条例第２８条及び第２９条に規定する違反行為をしたときは、同法及び同条例による罰則の適用対象となることを教示しなければならない。